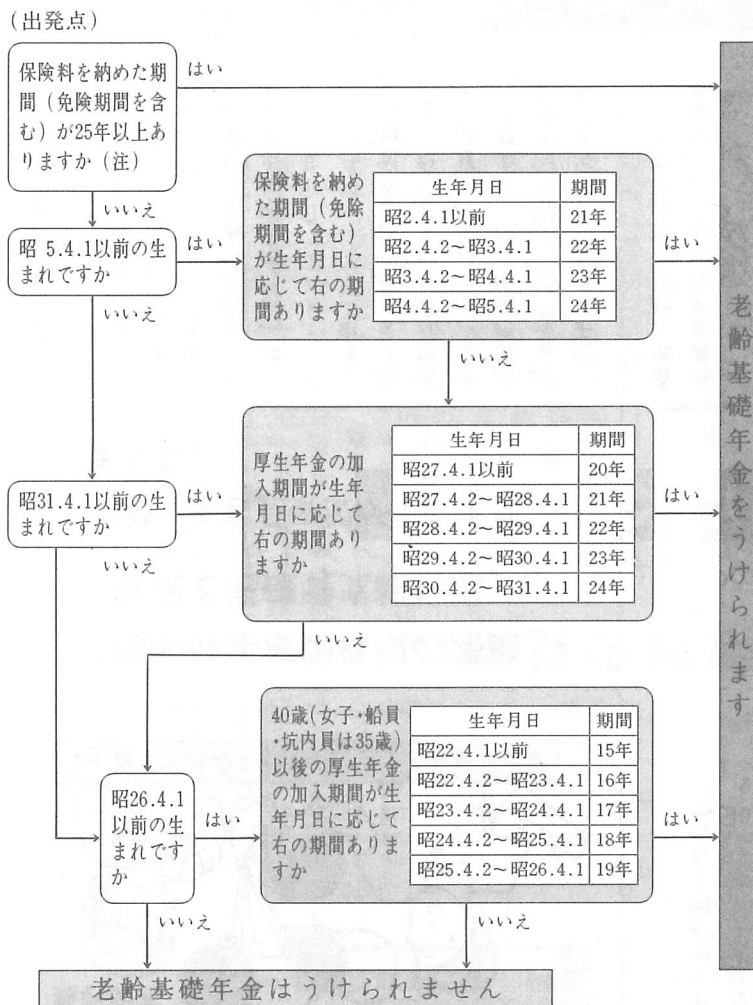


暮しの中の国民年金

老齢基礎年金に必要な加入期間

65歳になったとき
老齢基礎年金をうけられますか？



年金は、老後の生活を支えるものであり、誰もが公平に間違いなくもらえるのが理想です。

しかし、現実には多くもらえたり、また、逆に少ししかもらえないということもあります。なかには、加入期間が

ほんのわずか足りなかったために、まったくもらえないというケースも生じています。年金額の多い少ないは別として、年をとってから年金が確定にもらえる条件を若いうちからつくっておくことが大切です。

期間の足りないときは
60歳からの任意加入で

保険料を納めた期間が、生年月日に応じた期間(図参照)に足りない人は、60歳から65歳までの間任意加入をして期間を満たすことができます。



(注) この期間には、「サラリーマンの奥さんが任意加入をしなかった期間」「昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合の加入期間」も含まれます。